

300万円以下の副業収入は雑所得に該当？

国税庁は、行政手続法に基づき『「所得税基本通達の制定について」(雑所得の例示等)』に対する意見募集を開始しましたが、その中で注目すべき改正案があります。

それは、副業収入等を念頭に、「事業所得」と「雑所得(業務に係る雑所得)」の判定基準などが示されていることです。副業収入が300万円以下の場合には「雑所得(業務に係る雑所得)」に該当することになるため、これまで散見されていた副業収入を事業所得で申告して、青色申告特別控除を適用するケース等が封じられることになりそうです。今のところ、令和4年分以後の所得税に適用される予定です。

◆ 副業収入等を念頭に「雑所得」の範囲を明確化

国税庁では、シェアリングエコノミー等の「新分野の経済活動に係る所得」や「副業に係る所得」についての適正申告のための環境づくりに努めている中で、これらの所得について、所得区分の判定が難しいといった課題があったようです。例えば、副業に係る所得は、雑所得に該当することが基本になるものの実態としては、事業規模に至らないにもかかわらず、事業所得で申告して青色申告特別控除を適用するケースや、損失が生じた場合には給与所得等と損益通算するケースなどがあります。これらについて、今回公表された改正案では、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動に係る所得や副業に係る所得を念頭に、雑所得の範囲の明確化が図られています。

◆ 暗号資産取引による所得は「その他雑所得」に該当

雑所得は、「公的年金等に係る雑所得」、「業務に係る雑所得」、「その他雑所得」の3つに区分されます。今回公表された改正案では、まず、「その他雑所得」について、現行の「雑所得の例示」が「その他雑所得の例示」に見直された上で、その範囲に“譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得”が含まれることが明確化されています。

また、「業務に係る雑所得」については、具体的には、デジタルコンテンツの販売による所得などといった“営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得”が含まれることが明確化されています。

◆ 副業収入に係る損失と給与所得等との損益通算が不可

さらに、改正案では、「事業所得」と「雑所得(業務に係る雑所得)」の判定基準も示されました。

「事業所得」と「雑所得(業務に係る雑所得)」のいずれに該当するかは、“その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうか”で判定することが原則としています。ただし、例外的に、“その所得が、その者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合”には、特に反証のない限り、「雑所得(業務に係る雑所得)」に該当するとしています。

つまり、改正後は、収入金額が300万円以下の副業に係る所得は「雑所得(業務に係る雑所得)」に該当することとなり、事業所得での申告による「青色申告特別控除の適用」や「損失が生じた場合の給与所得等との損益通算」などは行えないことになるのです。

◆ 収入金額300万円超は“社会通念上の事業”か否かで判定

その改正案では、収入金額が300万円以下の場合について、特に“反証がない”限り「雑所得(業務に係る雑所得)」

CONTENTS

300万円以下の副業収入は雑所得に該当？	P.1
公正証書、	
ネットで手続きが可能へ	P.2
テレワーク時の交通費と	
社会保険料	P.2
さらに伸びる「ふるさと納税」の	
利用と指定取消	P.3
不況に耐える企業体力、	
2つの指標でチェック	P.4
事業承継の選択肢について	
考えてみましょう	P.4
短時間労働者の	
社会保険加入について	P.5
9月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



に該当するとされています。反証がある場合とは、例えば、継続して事業所得で申告していたものの、新型コロナの影響などといった特殊な事情により、収入金額が300万円以下になった場合等が挙げられています。

また、逆に収入金額が300万円超であれば、自動的に「事業所得」に該当するわけではないようです。収入金額が300万円超の場合には、原則どおり、“その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうか”で「事業所得」と「雑所得（業務に係る雑所得）」のいずれに該当するかを判定することです。

これが改正されると、副業収入がある人にとっては大きく影響してくるので、今後の改正動向には注視が必要です。

公正証書、ネットで手続きが可能へ

政府は、遺言書や土地・建物の売買に関する契約書といった公正証書について、必要書類の提出から、内容の確認、署名までの一連の手続きをオンラインで行えるようにするため、公証人法を改正する方針を固めたようです。利便性を高めるのがねらいで、2023年度中に改正案を国会に提出する見込みです。



公正証書は、裁判官や検察官出身の公証人が作成に携わり、証明力が高く、強制執行を可能にする項目を盛り込むこともできるものです。年間で20万件程度が作成されています。現行法では、公正証書を作成する際、本人や代理人が公証役場に出頭し、証書の内容や意思を確認した上で、署名・押印を行う必要がありますが、法改正によって、こうした一連の手続きが、オンライン上でできるようになるとのことです。

具体的には、マイナンバーを使い、次のような手順で進めることが可能になります。

- ① 専用フォームで必要書類を提出できるようにする
- ② ファイル共有機能が使えるウェブ会議システムを使い、内容を確認しながら文書を作成する
- ③ 電子署名をする

政府は、法改正が実現すれば、2024年度中にシステムの整備を行い、2025年度からの運用開始に向け、広報活動を行う予定です。

テレワーク時の交通費と社会保険料

コロナ禍を契機に、働き方の多様化を推進する観点もあわせて、テレワークが社会にひろがってきています。その中で、先日、NTTが全従業員の半数を、原則テレワークとする報道が話題となりました。

この場合に、原則テレワークの従業員が一時的に出社する際の電車代等の額が、社会保険料の算定基礎となる「報酬」に該当するか否かは、“労働契約上の労務の提供地”によって異なってきます。



社会保険料は、1か月に支給された報酬を一定の幅(等級)で区分し、決定される標準報酬月額によって確定します。ここでの「報酬」とは、名称を問わず従業員が労働の対償として受け取るものことです。原則出社の場合の通勤手当は、経常的実質的収入の意義を有し、労働の対償として従業員が受け取るものですから、報酬に含まれることとなります。一方、職務遂行上支出する出張旅費は、労働の対償ではなく、実費弁償的なものですから、報酬に含まれないこととなります(日本年金機構「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」報酬・賞与の範囲についてに記載)。

原則テレワークをする従業員が、一時的な出社で支出した電車代等は、“労働契約上の労務の提供地”が、①事業所か、②自宅かによって、「報酬」の該当性が異なることとなります。

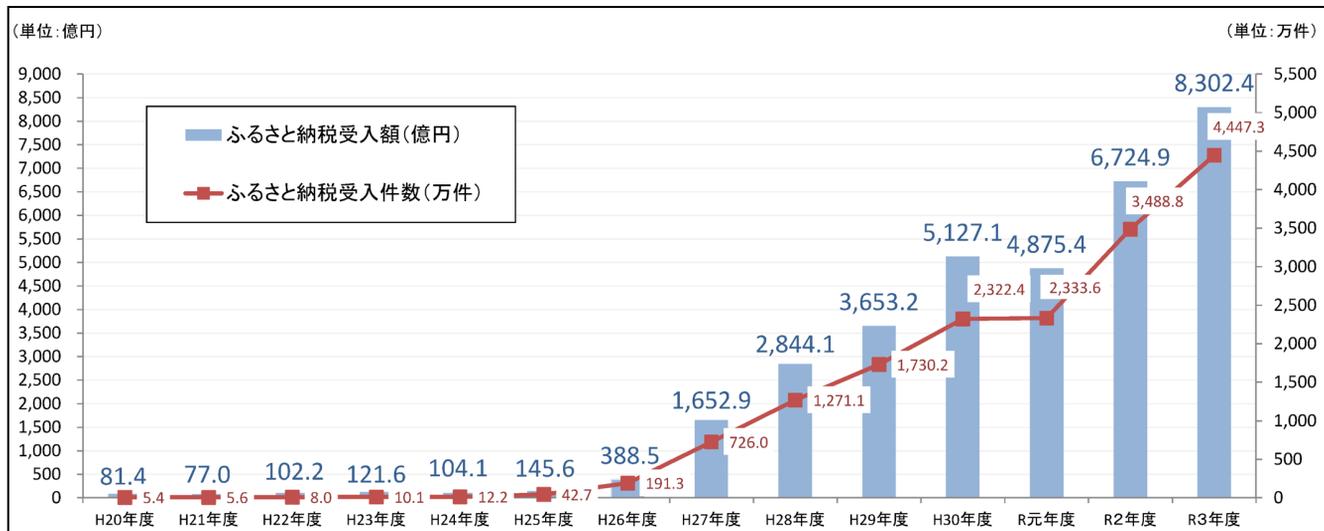
前述の①事業所の場合、原則テレワークだとしても、“労働契約上の労務の提供地”が事業所である以上、出社する際の電車代等は通勤手当(労働の対償)として報酬に含まれます。

一方、前述の②自宅の場合、業務命令により一時的に出社し、その電車代等の実費を会社が負担するのであれば、出張旅費と同様に、実費弁償(労働の対償ではない)として報酬に含まれません。

このように、同じような勤務形態でありながらも、原則的な「労働契約上の労務の提供地」をどこにするかで、社会保険料の取り扱いが異なってきます。テレワークを導入する企業が、社会保険料の算定において、従業員の電車代等を報酬に含めずに取り扱うためには、従業員の“労働契約上の労務の提供地”を見直すことが求められます。

さらに伸びる「ふるさと納税」の利用と指定取消

総務省が公表した調査結果によれば、令和3年度のふるさと納税の受入総額が前年度と比べて、1.2倍の8,302億円となりました。これは平成20年度のふるさと納税導入後、最も多い金額です。



◆ ふるさと納税の概要

(1) ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体(以下、団体)へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除(上限あり)する制度です。

上記調査結果によれば、「ふるさと納税」による住民税控除の適用者数は、前年度から1.3倍増加の741万人でした。

(2) 適用方法

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果を得ることができます。これを“ワンストップ特例制度”といい、上記調査結果では(1)の5割強に相当する375万人が適用されています。

◆ 加熱する制度と総務省ルールの違反による指定の取消

(1) 指定を受けるには

団体が指定を受けるには、一定の期間内に申出書を提出します。指定期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間となっているため、指定を受けたい希望がある限り、申出書は毎年提出します。

ただし、仮にその申出書を基に指定を受けたとしても、指定期間内に取消を受ける場合があります。取り消される場合として、平成29年4月に総務省が全国の自治体に対して通知した「お礼の品に関する通知」があります。これによれば、主にお礼の品の返礼率(還元率)を3割以下に統一しましょうというものです。

(2) 取消を受けた団体

令和4年9月30日までの指定期間内に、指定が取り消された団体は、8月20日現在、以下の2団体です。指定取消期間開始日の前日までの寄附については、ふるさと納税の適用を受けることができます。該当する方で確定申告をする場合は、受領証などの書類を破棄しない、あるいは“ワンストップ特例制度”を適用される場合には、所定の手続きを忘れないようにしましょう。

また、10月1日以降に寄附する場合は新たな指定期間となるため、必ず指定団体の確認をしましょう。

なお、約2年前に指定が取り消された高知県奈半利町は、令和4年7月22日に指定取消期間の満了を迎えました。10月1日以降の寄附について指定を受けているかどうかは、確認が必要です。

団体名	指定取消期間
都農町(宮崎県)	令和4年1月18日～令和6年1月17日
洲本市(兵庫県)	令和4年5月1日～令和6年4月30日

不況に耐える企業体力、2つの指標でチェック

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に、燃料価格高騰や円高に端を発した物価高が重なり、国内の中小企業にとって厳しい経済状況が続いています。コロナ融資の返済も本格化した今、自社にどの程度の体力が残っているのか、数値で把握できる経営指標をご紹介します。

ウィズコロナ時代を生き抜く経営基盤を整えるには、①収益力を高め、②膨らんだ負債を減らす視点が不可欠です。そのための現状把握が簡単にできる指標として、①減収(増収)率と②借入金月商倍率があります。

◆ 減収(増収)率

$$(\text{当期売上高} \div \text{前期売上高}) \times 100\%$$

前期と比較して売上がどの程度減少(増加)したかを示す割合です。直近2年はご承知のとおりコロナ禍により企業業績が落ち込んだ時期です

ので、比較対象は前年ではなく、2019年の

売上高がお勧めです(右上表は、2021年の四半期ごとの売上高を2019年同期と比較し、業種別にまとめたものです)。

コロナ禍で実施された補助金制度の一部も30%以上の売上減を支給対象としており、「マイナス30%」は状況の深刻さを示す一つの目安ラインとなります。

2021年の減収(増収)率・・・(2019年同期比) (%)

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
建設業	-11.5	3.6	-2.8	0.4
製造業	-13.0	-14.0	-13.2	-5.6
情報通信業	-17.8	14.0	21.1	30.3
運輸業・郵便業	1.6	-11.3	15.8	33.3
卸売業	-19.6	-11.0	-7.4	-0.4
小売業	-0.3	-4.7	0.7	21.2
宿泊業・飲食サービス業	-36.0	-39.7	-29.2	-23.9
生活関連サービス業・娯楽業	-21.0	-59.3	-51.7	-45.0

◆ 借入金月商倍率

$$\text{借入金} \div \text{月商(売上高)}$$

借入金月商倍率は、借入金の残高が月商の何ヶ月分になるのかを示しています。コロナ対応で実施されたゼロゼロ融資は、多くの企業で据置期間が終了し、元本の返済が始まっています。

返済能力を知る上でも、きちんと把握しておきたい指標です。

実際の数値を右下の表で確認すると、業種によって差が見られますが、一般的には3~4倍までに抑えた状態が適正といわれています。

減収率と借入金月商倍率の両方が赤信号となっている場合は

要注意です。借換えなどの金融機関との折衝においても、数値に裏付けられた丁寧な経営計画が求められます。

気が付いたら遅かった…とならないよう、月ごと、四半期ごとなど、定期的にご確認ください。

2021年の借入金月商倍率 (倍)

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
建設業	2.7	3.3	3.3	3.1
製造業	4.7	4.6	4.6	4.3
卸売業	2.2	2.2	2.1	2.4
小売業	3.4	4.4	4.4	3.7
サービス業	6.0	7.0	6.5	5.8

事業承継の選択肢について考えてみましょう

後継者への主な事業承継手段として、下記の3つがあります。

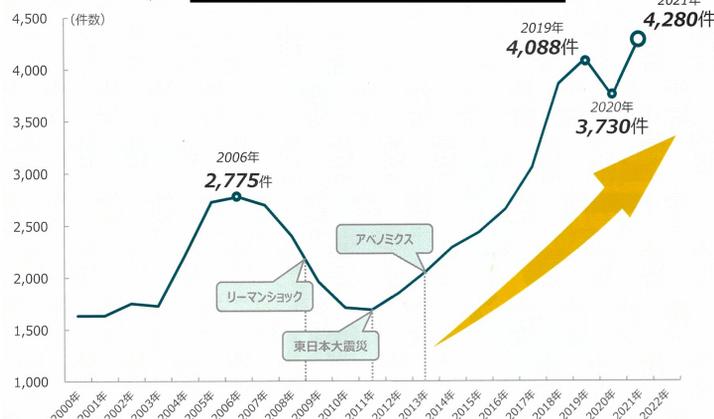
- (1) 親族内承継
- (2) 従業員等への承継
- (3) M&A

その中でも、M&Aによる事業承継についても、徐々に増えてきています。様々な可能性を検証したうえで、最終的に経営者・従業員・顧客のすべての利害関係者にとって最適な選択ができるようお手伝いします。

まずは、お気軽にご相談ください。

事業承継のご相談は、まずは「ASAK」まで！

愛知県内でのM&A件数の推移



短時間労働者の社会保険加入について

2022年10月に社会保険の適用拡大として、厚生年金保険の被保険者数が常時100人超である企業について、短時間労働者にかかる社会保険の加入要件が変更となります。今後、パートタイマーやアルバイト等の短時間労働者から加入にかかる相談の増加が予想されることから、以下では、短時間労働者の社会保険加入における賃金の考え方をご案内いたします。



1. 社会保険における報酬の範囲

企業が従業員に支払う賃金について、どのような体系にするかは企業の裁量に委ねられています。そこで多くの企業では、基本給と支払う目的に応じた各種手当を設けて支払っていることが一般的です。

社会保険の標準報酬月額を決める際に対象となる賃金(報酬)は、従業員に支払われる賃金のうち、基本給、役職手当、家族手当、住宅手当、別居手当、勤務地手当、通勤手当、割増賃金等の現金で支払われるもののほか、現物で支給されるものも含まれるとされています。また、年4回以上支給される賞与についても報酬に含まれることになっています。

2. 短時間労働者の加入要件における賃金

短時間労働者の加入要件に「賃金の月額が88,000円以上であること」がありますが、この賃金とは、週給、日給、時間給を月額に換算したものに、諸手当等を含めた所定内賃金により判断します。

この際、以下の賃金を除くことになっています。

[除外対象]

- ・臨時に支払われる賃金および1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(例:結婚手当、賞与等)
- ・時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金(例:割増賃金等)
- ・最低賃金法で算入しない賃金(例:精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

通勤手当や家族手当は除外して考えるほか、あくまでも所定内賃金により判断されるため、割増賃金も除外して考えることがポイントです。ただし、被保険者として資格取得するときの標準報酬月額を決める際には、加入要件における賃金ではなく、あくまでも上記1.における賃金を対象とするので注意が必要です。

この10月から、新たに被保険者となる従業員に対して、加入説明を始められる企業もあると思いますが、賃金以外の加入要件についても、詳細な基準を確認してすすめてください。

9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額納付	納 期 限 9月12日(月)
7月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申 告 期 限 9月30日(金)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
1月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	

今月の名言録

現状を改革し、創造する

リーダーは、常に創造的な心を持っていなければなりません。

常に新しい何かを求め、創造していくという考え方を覚えていなければなりません。

クリエイティブな何かを常に集団に導入し続けていかなければ、

その集団の継続した進歩、発展は望めないからです。

現状に満足することは、退歩につながります。

現状維持でことを済ましていくリーダーの生き方は、集団にも同様の影響を与えます。

このようなタイプの人々がリーダーになったなら、これは集団にとって最も悲しむべきことです。

創造というもの、深く深く考え続け、考え抜くという苦しみの中から、ようやく生まれ出るものです。

決して思いつきや単なるアイデアから得られるものではありません。

創造的な心とは、持続した強い願望、それがもたらすあくなき追求心のことをいうのです。

ディープシンキング(深く考えること)、つまり苦しみ、もがき、のたうち回る中で生まれてくる、

創造的なリーダーでなければなりません。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所刊)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士 浅岡 和彦
不動産鑑定士 佐々木 勝己
社会保険労務士 松永 裕美

